	【配慮事項】 ①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）1　本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が３kVA以下の発動発電機とする。

2　騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法（平成９年建設省告示第1537号）」による。

3　調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

4　調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

表１　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g／kWh）	
	HC＋NOx	CO
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考）　排出ガスの測定方法はＪＩＳ　B8008－４のＧ２モードによる。

表２　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g／kWh）		
NMHC＋NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考）　排出ガスの測定方法はＪＩＳ　B8008－４のＤ２モードによる。

⑵　目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

19. 公共工事

⑴　品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表１に示す資材（材料及び機材を含む）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
	【配慮事項】 ○資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

⑵　目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表１

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分　類	品　目　名		品目ごとの判断の基準
		（品 目 分 類）	（品　目　名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表２
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	